

コーポレート・ガバナンスと内部統制

■ 基本的な考え方

京王グループでは、「京王グループ理念」に基づき、透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果断な意思決定を行うことにより、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、京王グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社の取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンス基本方針」のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しています。

■ コーポレート・ガバナンス体制

取締役会は社外取締役2名および主要なグループ会社の社長等5名を含む18名で構成しており、経営上の重要な事項等についての決議や業務執行の監督を行うほか、時機を捉えた迅速な意思決定が必要な事案については、会社法に基づく特別取締役で構成される特別取締役会にて決議を行っています。

また、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、グループ・ガバナンスの向上や経営の透明性確保に努めています。

監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成し、監査役は、監査役会で定めた基本方針に基づき、取締役の職務執行の監査を行うほか、取締役会その他重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っています。また、会計監査人、内部監査部門および内部統制部門の連携体制を構築しています。

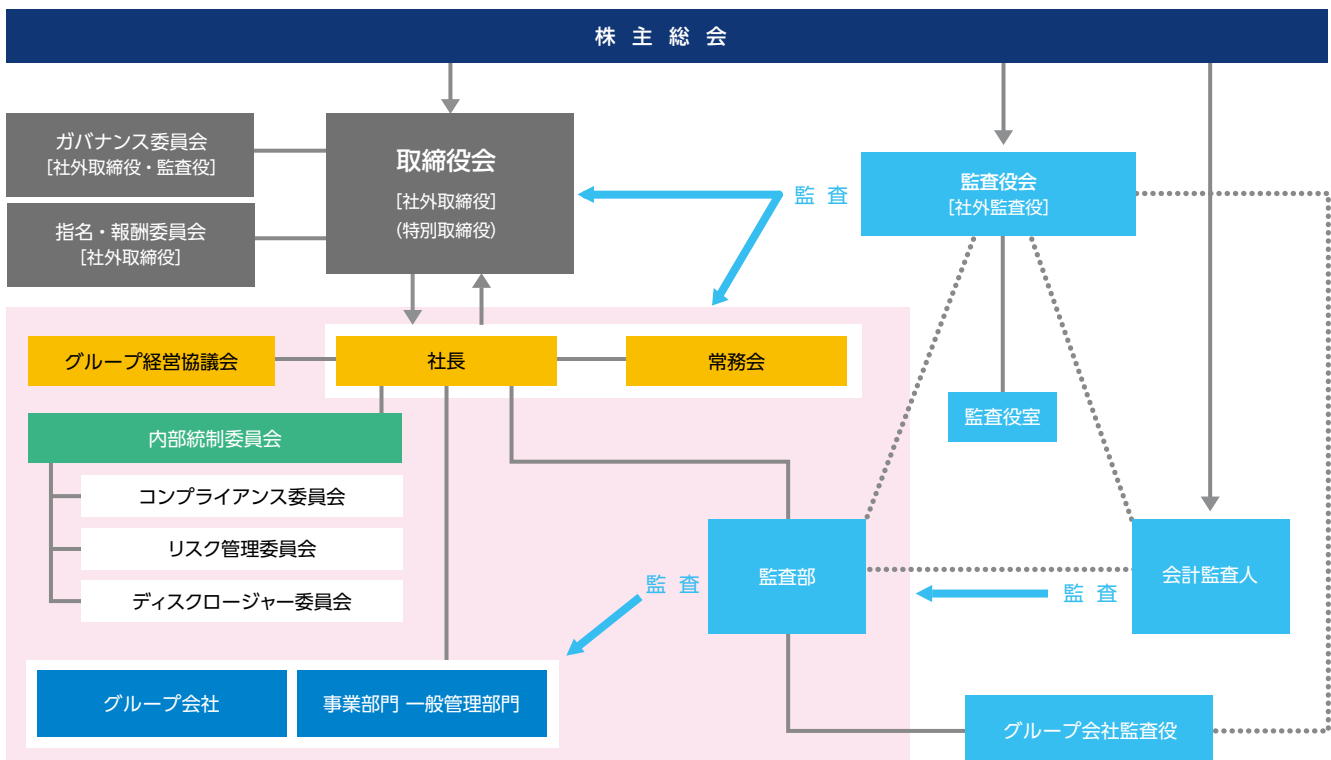
さらに、グループ会社の社長等をメンバーとするグループ経営協議会において、グループ全体の経営課題について協議しているほか、京王グループ社長会、グループ監査役会等を開催することで、グループ・ガバナンス体制の充実を図っています。

■ 内部統制システムの強化

京王グループは「信頼のトップブランド」を確立するため、内部統制システムの強化に努めています。

京王グループ一体となり内部統制の整備を推進するため、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、当社およびグループ各社では、その整備状況を確認・検証し、必要に応じた見直しを行っています。また、内部統制に関する体制を統括するため、内部統制委員会を設置しているほか、財務報告に関わる内部統制についても専任部署を設けて京王グループ全社で取り組んでいます。

● コーポレート・ガバナンス体制



コンプライアンス

■ 基本的な考え方

京王グループにとっての「コンプライアンス」とは、「法令遵守にとどまらず、社会の規範やルールまで含めて遵守することで、社会の期待に応える」ことであると考えています。

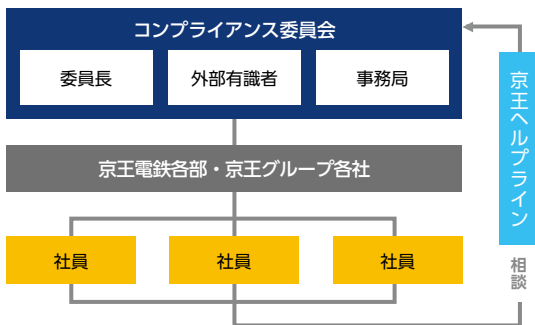
コンプライアンスに取り組むことにより、不祥事の起きにくい風土をつくり、誠実な企業としてお客様や社会から一層の信頼を獲得したいと考えています。

■ コンプライアンス体制

京王グループでは、「京王グループ行動規範」を定め、グループ全体に浸透させ、継続的に取り組んでいくため「コンプライアンス委員会」と「京王ヘルプライン」からなる「コンプライアンス体制」を構築しています。

「コンプライアンス委員会」は、委員長、外部の有識者、事務局で構成され、委員長には当社総務法務部分担役員が就き、その諮問機関としての外部有識者（弁護士・会計士など）を置いています。事務局は、当社の総務法務部と広報部が務めています。

● コンプライアンス体制



■ ヘルプラインの運営

業務に関するコンプライアンス上の疑問を抱いている社員が上司に相談できない場合、身近に相談できる窓口として「京王ヘルプライン」（社内窓口:当社総務法務部、社外窓口:弁護士事務所）を設けています。このヘルプラインは、グループ全社員はもとより、京王グループのお取引先企業で働く方も利用できます。このヘルプラインの運用により、京王グループのコンプライアンス上の問題の早期発見と解決につなげています。

リスクマネジメント

■ 基本的な考え方

鉄道事業を中心に企業活動を展開している京王グループでは、「お客様の安全」をリスク対策における最重要課題と認識してい

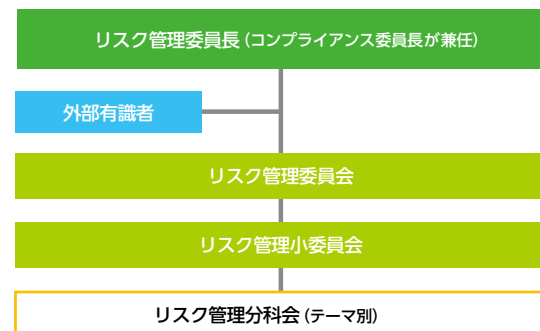
ます。そのため各種リスクの低減および発生防止を目的とした体制を整備し、京王グループの理念である「信頼のトップブランド」にふさわしいリスクマネジメントを実践することが必要です。

■ リスクマネジメント体制

京王グループのリスクマネジメント体制は、平常時の体制と危機発生時の体制の2つからなっています。平常時の体制は、リスク管理委員長のもとリスク管理委員会を定期的に開催し、リスク対策重点項目の設定や、リスク対策の実施状況の確認、リスクマネジメントに関する活動報告などを行っています。

リスク管理委員長は、コンプライアンス委員長が兼任し、コンプライアンスと表裏一体のものとして運営するとともに、リスクマネジメント活動について、コンプライアンスの視点からもチェックしながら推進する仕組みをとっています。このほか、「リスク管理小委員会」、「リスク管理分科会」などの組織を持ち、平常時のリスク対策を実効的に行えるようにしています。危機発生時の体制は、速やかな対応を第一とし、当社の社長を本部長とする臨時組織「危機管理本部」設置とともに、常務取締役以上の役員1名を危機管理副本部長とし、リスク管理委員長と危機管理事務局が活動をサポートします。また、京王グループ各社で発生した危機のうち、重大なものについてはグループ各社の危機管理体制と当社内に設置する危機管理本部が一体となって対応します。

● リスクマネジメント体制 (平常時)



● リスクマネジメント体制 (危険発生時)

